

◇ストック

蓄え、資産のこと。道路や港湾、上下水道、公園などの社会資本が整備された量や、施設そのものを示す場合もある。

◇スマートコミュニティ

IT(情報技術)や最先端の技術を活用したエネルギーの有効活用をはじめ、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代のエネルギー・社会システムの概念のこと。

◇生活利便施設

日常生活を行うにあたって必要となる店舗や病院・医院などの施設のこと。

◇ゼロ・カーボン

家庭から排出される二酸化炭素の排出を極力抑え、二酸化炭素の排出量が理論上ゼロになること。

た行

◇大規模集客施設

都市構造に大きな影響がある大規模小売店舗、病院、社会福祉施設、大学、自治体の公共施設(役場やコミュニティセンター等)などの公共公益施設のこと。

◇脱炭素社会

温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成し、人為的な排出量を実質的にゼロにする社会。

◇地域包括ケアシステム

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制。

◇地区計画

それぞれの地区の特性に応じたきめ細かい環境整備を行っていくために、地区住民などの合意に基づいて都市計画として定める計画。計画内容としては、地区内の道路、公園の配置や建築物の用途、大きさ、デザインを定める。また、一定の条件のもとに、容積率制限や斜線制限を緩和することもできる。

◇超高齢社会

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合が21%を超える社会のこと。

◇鉄軌道

鉄道や地下鉄、モノレール、路面電車など軌道上を走行し、人や物を大量・高速に、かつ定時に輸送できる交通。

◇都市再生特別措置法

急速な社会経済情勢の変化に都市が対応していくため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定め、都市計画の特例や都市再生整備計画に基づく事業等に対する交付金の交付等、特別な措置を講じることで、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として、平成14年(2002年)に制定された法律のこと。

◇投資的経費

道路や公園、教育施設などの社会資本の整備に要するもので、その効果が資産として将来に残るものに支出される(投資される)経費。

◇都市機能

居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能など都市を支える諸機能をいう。

◇都市機能誘導区域

都市再生特別措置法第81条第2項第3号に定める「都市機能誘導区域」のこと。

立地適正化計画において定める区域で、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域となる。

医療・福祉・商業等の都市機能を当該区域に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る。

◇都市基盤

道路や河川、下水道などに代表され、都市活動(生活や産業活動)を支える基幹的な施設のことです。

◇都市計画運用指針

国として今後、都市政策を進めていくうえで、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体的な運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることが想定しているか等についての原則的な考え方（技術的な助言）を示したもの。

◇都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保していくまちづくりを効率的に行うために、都市を一体的かつ総合的に整備や開発、保全することが必要な区域を、都市計画法に基づいて知事が「都市計画区域」として定める。北九州市では島しょ部を除くほぼ全域が「都市計画区域」である。

◇都市計画区域マスタープラン

都市計画法に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、通常「都市計画区域マスタープラン」と称される。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法において、次のように定められている。1. 都市計画区域については、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。2. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。①都市計画の目標②区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針③前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針。3. 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

◇都市圏

県内における通勤などの生活行動の繋がりを踏まえ、人の流動（動き）や社会的な繋がり（市町村での連携など）から設定する圏域。福岡、北九州、筑豊、筑後の4つの都市圏を設定。

◇都市構造

道路、鉄道などの根幹的な都市施設や河川などの大規模な地形・地物を骨格として、都市の機能や土地利用をイメージする空間構成を表現したもの。

◇土地区画整理事業

土地の所有者やそこに住む人が話し合い、土地の一部を出し合って道路や公園などの公共施設をつくり整然とした市街地を整備することにより、土地の利用増進を図る総合的なまちづくりの方法である。

な行

◇農業振興地域

農業の振興を総合的に図る地域として、市が策定する「農業振興地域整備計画」に基づき指定された地域のこと。

◇農用地区域

農業振興地域内で農用地として利用すべき土地の区域として定められる区域。農用地区域では開発行為の規制などの土地利用規制が課せられる。

は行

◇パーク＆ライド

主に通勤時に自宅から最寄の鉄道駅やバス停まで自家用車を使い、そこから鉄道やバスを利用して都心や街なかの勤務先に行く方法のこと。都心部などの交通渋滞の緩和につながる、環境にやさしい移動方法。

◇背後圏

都市などの経済圏に含まれる背後の地域。

◇パブリックコメント

行政が計画を策定する前に、あらかじめ計画の原案を市民に公表し、市民の意見募集を行い、寄せられた意見を反映または考慮して、最終的な計画づくりを行う一連の手続きのこと。

◇フィーダーバス

地域間や拠点間を結ぶ幹線的な公共交通機関に対して、その幹線のバス停や鉄道駅からさらに延びる支線的なバス（バス路線）。

◇プロット

書く、描画する、置くなどの意味。

◇ポテンシャル

潜在する能力。可能性としての力。

ま行

◇マスターplan

基本計画。

◇街なか

多くの人が住み、働いている場所であるとともに、買い物の場所や公共施設、病院などが多く、バスや鉄道などの公共交通や、道路や公園などの都市施設が充実している。

◇マネジメント

所有する資産などを経営の視点から総合的かつ総括的に企画、管理及び利活用する手法。

◇未利用地

市街化区域内において、空き地や企業の遊休地など、有効に利用されていない土地。

◇モビリティマネジメント

ひとり一人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

や行

◇用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的な利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率および各種の高さについて定める。地域地区の一つ。

ら行

◇ライフサイクルコスト

建物などの計画・設計から施工・維持管理・取り壊しまでにかかる総費用のこと。

◇立地適正化計画

居住や医療・福祉・商業の都市機能の誘導などに関する事項を位置づけ、コンパクトなまちづくりを進めるため、都市全体を見渡して市町村が作成できるようになった計画のこと。

◇リピテーション

リビルド(建替え)+インビテーション(引き込む)を掛け合わせた本市独自の名称。民間開発の誘導と企業誘致の促進を重点的に図るため、補助事業の新設・拡充や各種規制(容積率・駐車場設置要件等)の緩和を行う取り組み。

◇リノベーション

既存建物を大規模改修し耐震性や省エネ性能など、用途や機能を刷新・高度化し、建築物に新しい価値を加えること。

用語の解説<防災関連>

あ行

◇雨水出水(内水)

排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道その他の排水施設及び河川その他の公共の水域に雨水を排水できないとこにより発生する浸水のこと。

か行

◇家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水浸水想定区域図作成マニュアルに定める「家屋倒壊等氾濫想定区域」のこと。

一定規模以上の雨が降った場合に、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい河岸浸食や氾濫流が発生することが想定される区域を示す。

◇急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、かつ民生の安定と国土の保全とに資することを目的として、昭和44年(1969年)に制定された法律のこと。

◇急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地法第3条に定める「急傾斜地崩壊危険区域」のこと。

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を都道府県知事が指定する。

◇洪水浸水想定区域

水防法第14条に定める「洪水浸水想定区域」のこと。

区域と想定される水深、浸水継続時間などが公表されており、<計画規模(L1)>河川整備において基本となる降雨量で、年超過確率1/100程度(10～100年に1回)の雨量、<想定最大規模(L2)>想定しうる最大規模の降雨量で、年超過確率1/1,000程度(1000年に1回)の雨量等がある。

◇洪水予報河川

流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川。

◇国土強靭化地域計画

基本法第13条に基づき規定する計画で、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靭な地域」をつくりあげるためのプランであり、強靭化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるもの。

さ行

◇災害ハザードエリア

自然災害の潜在的危険性を示した区域。災害レッドゾーンと災害イエローゾーンをあわせたもの。

◇自助・共助・公助

自助とは、自らの命は自らが守るという意識のもと、日常からの備えや防災訓練への参加、避難場所の確認など、住民が主体的に行う防災対策のこと。共助とは、あらゆる災害に対し、単独で対処することは困難なことを前提に、自主防災組織の強化や、高齢者などの支援といった、地域住民が助け合う防災対策のこと。公助とは、防災関係行政機関が協力し、地域や企業等との連携の工夫や、災害想定に基づいた効果的な防災施設の整備、避難計画の策定・周知などを行う、公的機関による防災対策のこと。

◇水防法

洪水、雨水出水、津波又は高潮などの水害を警戒し、防御し、被害の軽減を図ることを目的として、昭和24年(1949年)に制定された法律のこと。

た行

◇宅地造成工事規制区域

宅地として造成することによって、かけ崩れや土砂の流出による災害が発生する恐れがある区域。宅地造成規制法に基づいて、都道府県知事等が指定する。

◇地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定する。

◇地すべり等防止法

地すべり及び山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及び山の崩壊を防止し、かつ国土の保全と民生の安定に資することを目的として、昭和33年(1958年)に制定された法律のこと。

◇地すべり防止区域

地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりの発生による被害を防止又は軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされている区域。

◇津波災害警戒区域

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。

◇津波災害特別警戒区域

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、一定の開発行為・建築を制限すべき区域のこと。

◇津波防災地域づくりに関する法律

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、平成23年(2011年)に制定された法律のこと。

◇土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域のこと。

危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害

防止対策の推進に関する法律

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進すること目的として、平成12年(2000年)に制定された法律のこと。

◇土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。

特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

は行

◇ハザード

危険、危険の要因。本計画では、自然災害の潜在的危険性を示す。

◇ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもののこと。

予測される災害の拡大範囲及び被害の程度、避難経路、避難場所などの情報が図示される。

◇防災指針

都市再生特別措置法第81条第2項第5号に定める「防災指針」のこと。

居住誘導区域では住宅の、都市機能誘導区域では誘導施設の、立地及び立地の誘導を図るために都市の防災に関する機能の確保に関する指針となる。

ら行

◇流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関するあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。